

鶴岡市福祉バス有料広告募集要領

1 趣旨

地域福祉活動の増進に資する福祉バス運行事業の持続的な運営及び財源の確保を目的に、福祉バスへの有料広告の掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

福祉バス有料広告の募集及び掲出については、鶴岡市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 広告媒体

対象となる車両は次のとおりとする。

(1) 車両種別 マイクロバス（福祉バス） 1台

(2) 車両詳細

車両番号	庄内 800 さ 5595	登録年月日	令和 6 年 2 月 1 日
車台番号	BE740G-250863	所有者	鶴岡市
車種	三菱ローバー	型式	2RG-BE740G
自動車の種類	普通	用途	特種
自家用・事業用別	自家用	車体の形状	車いす移動車
乗車定員	23 人（内車椅子 2 席）	車両総重量	5,385 kg
長さ	699 cm	幅	201 cm
高さ	262 cm	燃料	軽油

3 広告の掲出範囲

広告の掲出範囲は、広告申込者が希望する範囲とする。ただし、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 車体側面の「鶴岡市」の表示を隠さないこと。

(2) 車体 4 面の「宝くじのロゴマーク（くーちゃんマーク）」を隠さないこと。

(3) 運転席、助手席、乗降口及び乗降口向かいの窓ガラスに広告掲出を行わないなど、関係法令を遵守すること。



4 広告のデザイン及び掲出基準

(1) 広告のデザインに関しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

①色彩及びデザインは、周囲の景観や車両の外観を損なうほど華美でなく、市民に不快感を与えないものであること。

②情報の視認性及び安全性を考慮し、ロゴ・図形・イラスト等を中心に構成し、文字情報は必要最小限にとどめること。

(2) 次のいずれかに該当する広告は、掲出することができない。

①要綱第3条第1項及び関係法令等に違反するもの、又は違反しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの。

②信号機、道路標識等と類似の色若しくは形状を用い、又はそれらの効用を妨げ、対向車等の運転者の誤認を招くおそれがあるもの。

③デザインの加工等により、対向車等の運転者の注意力を散漫にさせるおそれがあるもの。

④運転席、助手席、乗降口及び乗降口向かいの窓ガラスに掲出されるもの。

5 広告の素材

掲出する広告は、バスの運行及び管理（洗車等）に耐えうる耐久性を備えた素材（フィルム・ステッカー等）とすること。なお、マグネット、布タイプその他脱落や破損のおそれがある素材は使用できない。

6 広告掲出期間

広告の掲出期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。なお、掲出期間には、広告の撤去作業に要する期間を含むものとする。

7 広告掲出料

広告掲出料（3年間の総額）は、消費税及び地方消費税を除き、次の額以上かつ千円単位で提案（申込）するものとする。

3年間の総額 360,000円以上（年額120,000円以上を最低金額とする。）

8 申込方法

広告申込者は、次に掲げる書類をPDF形式で作成し、電子メールにより提出先に送付するものとする。

(1) 鶴岡市広告掲載申込書（要綱様式第1号）

(2) 鶴岡市福祉バス広告掲出料申出書（要領様式第1号）

(3) 広告案（任意様式可）

提出先 鶴岡市福祉課 E-mail : fukushi@city.tsuruoka.yamagata.jp

9 申込期限

令和8年1月30日（金）必着

10 選定方法

広告掲出者（広告主）の選定は、次の順序により1団体（法人等）を決定する。なお、広告案の面積の大小は、選定に影響しないものとする。

(1) 掲出しようとする広告案の内容について、適否を審査する。

- (2) 広告掲出料の提示額が最高額であるものを選定する。
- (3) 前号により同等と判断される場合は、要綱第8条に基づき選定する。

11 広告主の義務

広告の製作、掲出及び撤去（原状回復）に係る一切の業務（業者への発注、車両の引き取り・納車調整等）は、広告主の責任において行うものとし、これに要する経費は、すべて広告主の負担とする。

12 広告掲出料の納付期限

広告主は、指定する納付期限までに広告掲出料を納付しなければならない。

年度	納付期限
8年度	令和8年5月
9年度	令和9年5月
10年度	令和10年5月

13 今後のスケジュール

令和8年1月30日	募集終了
令和8年2月中旬	広告掲載決定通知書又は不掲載決定通知書発送
令和8年2月下旬～3月末	車両への広告施工（広告主が実施）

14 担当

鶴岡市健康福祉部福祉課

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

電話：0235-35-1252 FAX：0235-25-9500

E-mail：fukushi@city.tsuruoka.yamagata.jp